

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		道路占用権の譲渡等の許可
根拠法令及び条項		新座市道路占用規則第4条 法第32条第1項の許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、許可によって生じた権利義務を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。この場合においては、あらかじめ譲り受けようとする者又は借り受けようとする者と連署して道路占用権／譲渡／貸与／許可申請書を市長に提出しなければならない。
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審査基準	関係条項	道路法第33条又は第36条第2項 道路法施行令 道路法施行規則
	基準 (未設定の場合はその理由)	譲渡又は貸与についての許可基準は、道路法第33条又は第36条第2項、道路法施行令及び道路法施行規則の規定によるほか次の各号によるものとする。 1 占用物件の保守管理が適切に行えること。 2 占用許可の権利義務の譲渡又は貸与の内容が妥当なものであること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日間
	設定等年月日	平成11年7月1日